

# 「日本情報ディレクトリ学会誌」投稿規定

日本情報ディレクトリ学会

## 〔 学会誌の目的及び発行 〕

### 第1条

「日本情報ディレクトリ学会誌」は、会員の投稿を募り

- ①全員の知識向上に資する
- ②会員のディレクトリに関する研究成果の発表の場を提供する
- ③本学会の活動を報告し、会員各位の学会活動への参画意識を高める
- ④会員の意見発表、討論、情報交換の場を提供する
- ⑤本学会の成果を広く伝えることによりディレクトリ研究の国際的な発展に寄与することを目的として、年1回以上発行する。

## 〔 原稿の種目 〕

### 第2条

投稿原稿には、次の種類を設けるものとし、投稿の際にはその種類を明記する。

- ① 研究論文  
理論的または実証的な研究であり、独創性があり、論文として完結した体裁を整えており、二人の査読者の審査結果を基に担当編集委員が採択し、編集委員会において掲載を認めたもの。なお、原稿は通年受付を行う。
- ② 特集論文  
ある特定のテーマについての公募、推薦により執筆された論文であり、担当編集委員の審査結果を基に編集委員会において掲載を認めたもの。
- ③ 研究レポート  
興味ある観察の報告、経営的・技術的報告、新しい研究法の報告、少数事例についての報告であり、担当編集委員の審査結果を基に編集委員会において掲載を認めたもの。
- ④ 論説  
情報ディレクトリに関わる論評、書評、随想であり、担当編集委員の審査結果を基に編集委員会において掲載を認めたもの。
- ⑤ 活動報告  
学会の活動に関わる報告、年次報告、部会報告、資料等を含む。
- ⑥ その他  
巻頭言、編集後記等を含むその他の記事。

〔 投稿資格および手続き 〕

第3条

研究論文の第一著者は、原則として本学会会員に限る。但し、共著者又は共同研究者はこの限りではない。なお、研究論文以外の投稿者は会員、非会員を問わない。

2. 投稿原稿は研究成果を報告するものであり、他の刊行物では未発表の（或いは投稿中ではない）オリジナルのものに限られる。

3. 一つのカテゴリー（研究論文、研究レポート、論説）に、第一著者として同時に投稿できるのはそれぞれ1本までとする。

〔 原稿の提出 〕

第4条

投稿原稿は原則としてEメールで電子ファイルを添付して提出するものとする。ただし、最終印刷原稿は原則として印刷原稿および電子ファイルを提出するものとする。

2. 投稿原稿は、「日本情報ディレクトリ学会誌」執筆要綱にしたがうものとする。

〔 投稿論文の採否等 〕

第5条

第1項 受付通知

投稿を受理した原稿は受付1ヶ月以内に受付通知を発行するとともに、原稿の採否については、審査後速やかに通知することとする。

第2項 「研究論文」

(1) 「研究論文」は編集委員会により指名された二人の査読者によって審査される。

査読者は、著者に対して内容の修正等を要請することがある。

(2) 投稿原稿の採否については、二人の査読者の審査結果を基に担当編集委員が採択し、編集委員会において決定する。

(3) 査読者の選出については、編集委員会が行う。査読者は原則、会員からの選出とするが、分野によっては会員以外からの選出も可とする。

第3項 「研究論文」以外の投稿原稿

(1) 投稿原稿は担当編集委員によって審査される。

(2) 投稿原稿の採否は、編集委員会が決定する。

第4項 審査料等

(1) 「研究論文」を投稿する際は、振込みにより審査料1万円を前納することとする。

なお、当該論文が、形式が著しく不備である等によって受付審査の段階で編集委員会によって受付拒否された場合は、前期前納審査料は返還される。審査料の前納は、2011年4月1日以降に投稿する「研究論文」を対象とする。

(2) 投稿原稿の掲載料は無料とする。

(3) 学会誌に掲載した論文等の「抜刷」は、依頼者が実費相当額を負担する。

#### 第5項 その他

(1) 投稿原稿の受付日は、当該原稿が本学会に到着し、かつ、振込みによる審査料の前納を確認した日とする。また、受理日は、当該原稿の採択を編集委員会が決定した日とする。

(2) 著者校正は初校のみとし、訂正範囲は原則として印刷上の誤りのみとする。  
また、校正は1週間以内に返送しなければならない。

#### [ 著作権等 ]

#### 第6条

採択された投稿原稿等の著作権及び編集著作権は本学会に帰属する。

2. 著作権は著者に帰属する。

3. 著者が掲載原稿を複製・転載等のかたちで利用する場合は、本学会の承認を得るとともにその旨を明記しなければならない。

#### [ 規定の変更又は廃止 ]

#### 第7条

本規定の変更又は廃止は、編集委員会の申し出により理事会にて決定される。

#### 付 則

本規定は、1999年（平成11年）2月26日より施行する。

2008年（平成20年）7月15日 改正

2010年（平成22年）7月22日 改正

2010年（平成22年）8月21日 改定

2011年（平成23年）1月24日 改定

2012年（平成24年）4月10日 改定

2013年（平成25年）4月15日 改定